

デジタル複合機賃貸借(レンタル)契約書 (案)

公益財団法人ひろしま産業振興機構を甲とし、を乙として、甲と乙は
デジタル複合機（以下「複合機」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結した。

（総則）

第1条 乙は、甲に対し別紙仕様書に基づき複合機及びその維持補修に係る消耗機材等を供給し、適切な操作方法を指導するとともに、複合機が正常な状態で稼働し得るように保守を行うものとする。

2 甲は、乙に対し前項の対価として賃貸借料を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（複合機等の引渡し）

第3条 乙は、令和5年4月1日に複合機等を完全に使用できる状態にして、甲に引き渡さなければならない。

2 複合機等の引渡しに要する一切の費用（パソコンへのドライバのインストール等ネットワークプリンタを使用するための設定及び必要な資材の提供を含む。）は、乙の負担とする。

3 乙は、第1項の引渡期日までに複合機等の引渡しができないときは、その理由を付して甲に引渡期日の延期を申し出なければならない。

（設置場所、数量及び賃貸借料）

第4条 複合機の設置場所、数量及び賃貸物件の賃貸料（1複写当たりの単価）は、別表のとおりとする。

（賃貸借料の請求）

第5条 乙は、毎月末において複写枚数を算出し、これに第4条に掲げる契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（円未満は切り捨てる。）を書面により、甲に対して請求するものとする。ただし、乙の技術者が複合機の保守にあたって、複合機の点検・調整のために使用した複写及び乙の責に帰すべき原因での不良複写が生じた場合は、当該複写枚数を1ヶ月の複写枚数から除くものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の規定による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

2 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は民法第404条に規定する法定利率を適用し、遅延利息を乙に支払うものとする。

（複合機の管理）

第7条 甲は、契約書記載の設置場所において、複合機を保管又は使用するものとし、これを変更する場合には乙の承諾を得なければならない。

（秘密の保持）

第9条 乙は、当契約により知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らす又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、甲に複合機に関するセキュリティ保持の情報提供及び指導を行うものとする。

3 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去する複合機について、当該複合機内の HDD 等の残存データを消去するとともに、その証明を甲に提出するものとする。

4 本条の規定は、本契約終了（解除）後も適用する。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を守らなければならない。

（契約の解除及び違約金）

第11条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、契約期間中における所要見込額の100分の10に相当する金額を乙により徴収する。

（1）乙がこの契約の解除を申し出た場合

（2）乙に以下の事由が生じた場合

ア 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

イ 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社再生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

（3）乙が契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合

（4）甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

（5）乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合

（6）前各号のほか、乙がこの契約条項に違反した場合

3 甲は、前項第1号及び第3号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、違約金の徴収を免除することができる。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、履行の完了した部分に相当する代金を支払うものとする。

（設置場所の変更）

第12条 甲は、乙と協議のうえ複合機の設置場所について変更を行うことができる。この場合、複合機の移動は乙が実施することとし、乙はそれらに要する費用を甲に請求することができる。

（保険）

第13条 乙は、複合機に乙の費用で動産保険を付保するものとする。

（損害賠償）

第14条 甲が故意または重過失によって機械に損害を与えた場合、乙はその賠償を甲に請求することができる。

2 前条において動産総合保険で填補された損害に対しては、前項の規定に拘らず乙は賠償を甲に請

求しない。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第 15 条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りではない。

(技術者の派遣)

第 16 条 故障時等は、甲の連絡により乙は修理等を行うメーカーの技術者を派遣するものとし、修理着手までの所要時間は、甲から乙への連絡後概ね 60 分以内に修理等の作業に着手するものとする。また修理等の対応では設置場所の事務に支障をきたさないよう速やかに復旧させるとともに、派遣技術者が復旧に長時間を要すると判断したとき、及び故障等が頻発し設置場所の業務に支障をきたすときは、甲と協議のうえ代替機を設置することとし、それに係る費用は乙の負担とする。

(複合機等の返還及び引取り)

第 17 条 甲は、契約期間の終了又は契約の解除によって、複合機等を乙に返還し、乙は、速やかに、当該複合機等を引き取るものとする。

2 複合機等の引取りに要する一切の費用は、乙の負担とする。

(契約に定めのない事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区千田町 3 丁目 7 番 4 7 号
公益財団法人ひろしま産業振興機構
代表理事副理事長 寄谷 純治

乙

別表

設 置 場 所	機種・型式	機械番号	台数	複写料金単価 (1 複写当たり)
(公財) ひろしま産業振興機構 1 階事務室 (広島市中区千田町 3-7-47)	モノクロ複合機		1	① モノクロ 円 (税別)
	カラー複合機		1	
(公財) ひろしま産業振興機構 3 階東側事務室 (広島市中区千田町 3-7-47)	モノクロ複合機		1	
	カラー複合機		1	
(公財) ひろしま産業振興機構 3 階西側事務室 (広島市中区千田町 3-7-47)	カラー複合機		1	
(公財) ひろしま産業振興機構 4 階事務室 (広島市中区千田町 3-7-47)	カラー複合機		1	
ひろしまデジタルイノベーションセンター (東広島市鏡山 3-10-32 ひろしま産学共同研究拠点 2F)	カラー複合機		1	② カラー 円 (税別)

デジタル複合機保守仕様書

1 設置機器の整備・保守等

- (1) 保守体制はメーカーメンテナンスとし、作業にあたる技術員等を派遣し、物件が常に正常な状態で使用できるよう定期的に技術員を派遣し、点検・調整・部品交換及び消耗品の迅速な供給を行うこと。また、修理対応体制（故障発生時から復旧までの流れ。誰が、いつ、どこで、何をする等）及び故障予防に対する体制を示す（遠隔監視を行う場合は通信に係る仕様がわかるもの）資料を提出すること。
- (2) デジタル複合機の機能不具合に対する問い合わせ、セキュリティ・機能に問題が生じた場合の複合機のソフトウェアアップデートの実施等に適切に対応すること。
- (3) 当該設定のパソコンへの適用に関するトラブル等への問い合わせに無償で対応すること。
- (4) 物件には動産保険を付加し、その費用を負担すること。
- (5) 保守並びに点検実施、消耗品納入に当たり、知り得た業務上の秘密を外部に漏らす又は他の目的に利用してはならない。
- (6) 使用済みのトナー等の消耗品はすべて回収すること。
- (7) デジタル複合機が故障した場合は、故障連絡から概ね60分以内に技術員を設置場所に派遣して修理を行い正常な状態に回復させること。また、常時正常な状態を維持できない状態となった場合は、機械交換を行うこと。
- (8) 修理を依頼する時間帯及び保守サービスに着手する時間帯は、原則として、平日（月～金）の午前9時から午後5時15分までとする。ただし、特に業務に支障が生じる場合は、土曜日・日曜日・祝日についても修理を依頼することがある。この場合は、別途対応を協議する。

2 設置機器の設定等

- (1) デジタル複合機の設置及び複合機をネットワークプリンタ等として使用するために必要となる備品及び作業（作業実施に係る事前協議を含む）は無償とすること。
- (2) パソコンへのドライバのインストール等のネットワークプリンタを使用するための設定については、総務企画グループ総務担当と協議し、Microsoft Intuneで設定できるよう、手順及び必要な資材を無償で提供すること。（対象端末約80台）
- (3) 当該設定のパソコンへの適用に関するトラブル等への問い合わせに無償で対応すること。
- (4) 使用に当たり必要なマニュアル及び資料等を1部提供するとともに、機能等について使用する職員に適切な指導を行うこと。（契約期間中にマニュアル内容の変更・更新があった場合の対応を含む。）

3 複合機設置後のサポートについて

複合機設置後の修理・点検以外のサポートについて、対応できる窓口を設けるとともに各複合機に連絡先を明示すること。また、本財団からの連絡に対し速やかに対応すること。